

自整第 157 号

平成 8 年 9 月 4 日

一部改正 平成 8 年 11 月 9 日

一部改正 平成 11 年 9 月 30 日

一部改正 平成 13 年 6 月 4 日

一部改正 平成 22 年 3 月 12 日

一部改正 平成 27 年 4 月 21 日

一部改正 平成 28 年 2 月 25 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 殿

自動車局長

## 自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）

自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）第 6 条の 18 第 1 項に規定する自動車整備士の養成施設の指定、同規則第 18 条第 1 項第 1 号の 2 に規定する自動車の整備技術の教育機関であって国土交通大臣が定めるもの並びに同規則第 18 条第 1 項第 7 号及び第 19 条の 2 第 5 号に規定する自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものの基準を別添のとおり定め、取り扱うこととしたので通知する。

なお、「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」（平成元年 10 月 4 日付地備第 255 号）は廃止する。

別表1 (その1)

一種養成施設の二級・三級自動車整備士養成課程の教育科目別教育内容及び標準時間

教育科目		養成課程別教育内容			標準時間		
		教育内容	二級	三級	二級	三級	
学	自動車工学	自動車の構造・性能	○	○	350	180	
		自動車の力学・数学	○	○			
		電気・電子理論	○	○			
		材料	○	○			
		燃料・潤滑剤	○	○			
		図面	○	—			
	科	自動車整備	エンジン	○	○	180	90
			シャシ	○	○		
			電装	○	○		
			故障原因探求	○	—		
総合診断			—	—			
環境保全			—	—			
安全管理			—	—			
機器の構造・取扱い	整備作業機器	○	○	30	15		
	測定機器	○	○				
	検査機器	○	○				
車わく及び車体の構造	材料・力学・構造・機能	—	—	—	—		
車わく及び車体の整備	整備・板金・塗装・損傷診断	—	—	—	—		
自動車検査		○	—	20	—		
自動車整備に関する法規		○	○	20	15		
小 計				600	300		
実	工作作業	手仕上げ工作	○	○	20	20	
		機械工作	○	○			
	測定作業	基本計測	○	○	40	20	
		応用計測	—	—			
	自動車整備作業	エンジン	点検、分解、組立、調整、検査	○	○	1,090	560
		シャシ	点検、分解、組立、調整、検査	○	○		
		電装	点検、分解、組立、調整、検査	○	○		
		故障原因探求		○	—		
	車わく及び車体の整備作業	点検、分解、組立、調整、検査、板金、塗装、損傷診断	—	—	—	—	
	自動車検査作業		○	—	50	—	
小 計				1,200	600		
合 計				1,800	900		

別表1 (その4)

二種養成施設の一級・二級・三級自動車整備士養成課程の教育科目別教育内容及び標準時間

	教育科目	養成課程別教育内容				標準時間						
		教育内容	一級	二級		三級	一級	二級		三級		
				シヤシ	シヤシ			基礎	一般			
学	自動車工学	自動車の構造・性能	○	○	○	○	48 (28)	28	18	20	20	
		自動車の力学・数学	○	○	○	○						
		電気・電子理論	○	○	○	○						
		材料	○	○	○	○						
		燃料・潤滑剤	○	○	○	○						
		図面	○	○	○	—						
	自動車整備	エンジン	○	○	—	○	58 (46)	16	11	—	14	
		シヤシ	○	○	○	○						
		電装	○	○	○	○						
		故障原因探求	○	○	○	—						
		総合診断	○	—	—	—						
		環境保全	○	—	—	—						
		安全管理	○	—	—	—						
	機器の構造・取扱	整備作業機器	○	○	○	○	10 (6)	6	3	—	2	
測定機器		○	○	○	○							
検査機器		○	○	○	○							
車わく及び車体の構造	材料・力学・構造・機能	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
車わく及び車体の整備	整備・板金・塗装・損傷診断	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
自動車検査		○	○	○	—	6 (4)	4	3	—	—		
自動車整備に関する法規		○	○	○	○	8 (6)	6	5	—	4		
小 計						130 (90)	60	40	20	40		
実	工作作業	手仕上げ工作	○	○	○	○	4 (2)	4	2	5	2	
		機械工作	○	○	○	○						
	測定作業	基本計測	—	○	○	○	6 (4)	4	1	5	3	
		応用計測	○	—	—	—						
	自動車整備作業	エンジン	点検、分解、組立、調整、検査	○	○	—	○	49 (35)	18	14	—	15
		シヤシ	点検、分解、組立、調整、検査	○	○	○	○					
		電装	点検、分解、組立、調整、検査	○	○	○	○					
		故障原因探求		○	○	○	—					
		総合診断		○	—	—	—					
	車わく及び車体の整備作業	点検、分解、組立、調整、検査、板金、塗装、損傷診断	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車検査作業		○	○	○	—	6 (4)	4	3	—	—		
小 計						65 (45)	30	20	10	20		
合 計						195 (135)	90	60	30	60		

注： 標準時間中（ ）内は、一級二輪の養成課程並びに二級ガソリン及び二級ジーゼル自動車整備士の両方の資格